

令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務

2. 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）

3. 業務目的

舞鶴の食を通して、舞鶴市に愛着を持ってもらい舞鶴市民には地元を誇れるような、市外からの来場者には舞鶴をまた訪れたいと思えるようなイベントを実施する。

4. 業務内容

（1）イベント概要

- 1) 開催日時 令和6年10月5日（土）、10月6日（日）両日10時～15時
- 2) 開催場所 舞鶴赤れんがパーク
- 3) 参加料 無料

（2）イベントの企画・提案

1) イベント名称

当イベントの名称を提案すること。

2) イベント内容

ア. メインステージ（5号棟内）

イベント開始に伴い、メインステージにおいてイベントを実施すること。

なお、オープニングイベントには舞鶴市長等の挨拶及び海上自衛隊舞鶴音楽隊の演奏を含めること。舞鶴市長及び海上自衛隊舞鶴音楽隊との調整は舞鶴市観光振興課が行う。

ステージイベントは下記例示を参考に集客の柱となる内容とすること。

【ステージイベント：例】

- ・有名タレントステージ（舞鶴市ゆかりの著名人（ギャル曽根など）によるトークショー、音楽ライブ、お笑いライブ 等）
- ・キャラクターショー（旧軍港四市ゆるキャラの共演 等）

イ. サブステージ（赤れんが博物館前庭）

赤れんが博物館前庭に設置するステージにてイベントを実施すること。

- ・舞鶴市内のダンスチームや和太鼓演奏チームなど、舞鶴市内で活動する団体の発表ステージとすること。

3) スケジュール

契約からイベント開催までのスケジュール(広報や会場・出演者との調整、製作物の作成等に係る進捗管理)について提案すること。

4) 出店募集及び管理

ア. 本イベントに参加する出店者を募集し、とりまとめを行うこと。

イ. 旧軍港四市(横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市)から各市1店舗ずつ出店(5日のみの出店も可)することとし、ブースを確保すること。

ただし、各市との調整は発注者にて行う。

5) 会場設営・撤去

ア. 会場の準備は10月4日(金)17時30分から実施できるものとする。

イ. 赤れんがパーク5号棟内にメインステージを、赤れんが博物館前庭にサブステージを設置する。ステージの規模は出演者の内容等と調整のうえ決定する。

ウ. イベント会場内において飲食・物販店の出店者ブースを設置し、区画割り、出店場所などを設定し配置図を作成すること。(別添、グルメイベント会場全体図(案)を参照。)

エ. 飲食(休憩)スペースとして、テント及びイスを設置すること。

オ. 会場で発生したゴミは、飲食等を提供した出店店舗で回収させること。

カ. 会場の撤去はイベント終了後の10月6日(日)15時から実施できるものとする。

(3) 運営管理

1) イベント関係者に分かりやすい当日の進行表及び人員配置、各種図面、緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフ等と情報共有を図ること。

2) イベント当日にイベント本部を設置し、来場者及び出店者等からの運営管理及び各種問い合わせについて対応すること。

3) イベント終了後は、イベント前の状態に復旧すること。

(4) 危機管理体制

1) 必要に応じて警備員の配置計画を立てるなどイベントを滞りなく運営すること。

2) 災害発生時などイベントの全参加者が安全に避難等できるマニュアルを整備すること。

3) イベントの中止基準等を定め、参加者に連絡できるよう連絡網を整備すること。(提案時はフォーマットを示すこと。)

(5) イベントの製作物及び告知方法

1) 1－(1)及び(2)の内容を踏まえ、次のものを作成すること。

ア. パンフレット (A4版カラー刷り：30,000部)

イ. 告知ポスター (B4版カラー刷り：200部)

※製作物の数量は、委託者及び受託者で協議により、変更することがある。

2) 上記1)における製作物に必要な情報・写真・記事は委託者と協議のうえ、受託者が用意すること。

(6) 事業報告

来場者数を把握し、記録写真と併せて報告すること。

5. 委託金額 (上限)

8,000 千円 (消費税および地方消費税相当額を含む)

6. 支払いについて

本業務契約金額の支払い時期については、業務完了後とする。

7. 法令遵守

業務を履行するにあたっては、舞鶴市契約規則、舞鶴市個人情報保護条例等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

8. 守秘義務

受注者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務において知り得た情報 (周知の情報を除く。) を、保守業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、そのために必要な措置を受注者において講ずること。

9. その他

本書に明示されていない事項であっても、委託者と協議のうえ、その履行上必要な事項については、すべて受注者が責任を持って対応すること。